

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目次

- 1 改正情報
- 2 労務管理の基礎知識
- 3 所長コラム

1. 改正情報

■ 子ども・子育て拠出金率が引き上げ (平成28年度)

『子ども・子育て拠出金』とは、児童手当に必要な費用、地域子ども・子育て支援事業に必要な費用を、厚生年金保険の適用事業所等から拠出（全額事業主負担）させるものであり、厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額から計算され、厚生年金保険料とともに徴収されています。

平成28年3月31日、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が交付され、この計算の基となる『子ども・子育て拠出金率』が以下のとおり改定されました。

【改定点】

◆子ども・子育て拠出金率

改定前 1.5/1000 ⇒ 改定後 2.0/1000

※ 今回の改定で拠出金率の法律上の上限が2.5/1000以内に引き上げられており、平成29年度には2.3/1000に引き上げられる予定です。

◆改定日

平成28年4月1日より

【お知らせ】

4月号でご案内した雇用保険料率の引き下げが、平成28年3月29日の参議院本会議で可決され正式に決定しました。変更後の保険料率は前号でご案内したとおりです。

改定による事業主の拠出金制度を拡充することで、最大5万人の保育の受け皿の整備など、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることや、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）が創設されます。なお、仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施される予定です。

2. 労務管理の基礎知識

■ いろいろな労働時間制度

【3】フレックスタイム制

フレックスタイム制とは、1ヵ月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定して働く制度です。この総労働時間の枠内であれば、1日8時間、1週40時間（特例措置対象事業場は44時間）を超えて働いた場合でも、時間外労働にはなりません。

◆制度を導入するには？

この制度を導入するためには次の手続きが必要です。

- ① 就業規則に始業・終業の時刻を労働者の決定に委ねることを定める。
- ② 次の項目を労使協定で締結する。（届出不要）
 - ・ 対象労働者の範囲
 - ・ 清算期間、起算日
 - ・ 清算期間における総労働時間
 - ・ 標準となる1日の労働時間
 - ・ コアタイム（設ける場合）
 - ・ フレキシブルタイム（設ける場合）

◆清算期間の法定労働時間の総枠

《計算式》 40時間 × 清算期間の暦日数 ÷ 7

※ 清算期間の法定労働時間の総枠を超えた時間が時間外労働となります。



法定労働時間の総枠との過不足清算は以下のように行います。

① 超過した場合

超過時間分を賃金として支払います。支払わずに翌月へ繰り越すことは「賃金全額払いの原則（労基法第24条）」に違反することになるためできません。

② 不足した場合

不足時間分を賃金から減額する、又は、不足時間を翌月へ繰り越すことができます。但し、繰り越す場合は翌月の法定労働時間の総枠の範囲内に限ります。

3. 所長コラム

■ 出る杭は打たれる



「出る杭」になったとしても「打たせない杭」になる、生き抜いていく上で必要な能力だと思います。

私は、あまり山尾しおり議員が好きではなかった、と言うより、嫌いでした。一回目の当選後、何度か会う機会があったが、「ああ～、社会保険労務士さん…、私は司法試験を合格した元検事」、そんな鼻高なところ（たぶんにはひがみもある）が嫌いであった。二度目の選挙で落選、次の選挙で当選の今、彼女は変わっていた。人の意見を真摯に受けとめ、誠意を持って答えてくれる人に。

彼女は安倍総理の『天敵』と言われている。国会での質問ではさすが元検事。総理を慌てさせることもしばしば。でも、政治資金で問題が…。

「出る杭は打たれる、出ぬ杭は流される」どんな政治家になって行くのか見守ります。